

倫理審査委員会

委員長 山崎 裕

倫理審査委員会は、独自の倫理審査委員会をもつ大学や病院などに所属されていない会員が行う「ヒトを対象とし

た医学研究」について、倫理研修や倫理審査を行うことを主な業務としています。昨今、ヒトを対象とした医学研究は、文部科学省と厚生労働省が定めた倫理指針に則って行われることが強く求められております。研究者は研究倫理に関する研修を受け、倫理審査委員会で研究の内容について審査を受け、承認されて初めて研究が開始できるようになっています。研究の発表の場である学術誌や学術大会でもそのことが求められます。本会の学術大会においても倫理審査に関する規程が設けられることになっております。

本会には倫理審査委員会のない組織に所属されている医療、介護関連など多職種にわたる会員が多く、これらの会員で、臨床研究を行っている、あるいは行いたいと考えておられる方も増えております。今後さらにそれらの研究活動が活発になっていくことは、老年歯科医学と本会の発展に大いに寄与するものと考えられます。

倫理審査は2017年度に本会初の申請があり、さらにもう1件申請がありました。実際に倫理審査を行ってみると、規程などにいくつかの改善すべき点が明らかとなり、委員会でそれらを修正しております。

もう一つ、委員会の主な業務に研修の実施があります。医学研究を行うためには研究倫理に関する研修を受けることが必修となりますので、学会としてその研修を会員が受けられるようにいたしました。本ニュースレターにも掲載しておりますが、申請していただければ、e-ラーニングを使っていつでもどなたでも受講できます。詳細はホームページをご覧ください。

倫理審査に関するお問い合わせは事務局を通じて委員会にお寄せください。マニュアルなども整備し、会員が受けやすい倫理審査を目指しております。